漁業資材コスト緊急低減事業実施要領

(趣旨)

第1条 漁業資材コスト緊急低減事業(以下「本事業」という。)の交付については、熊本 県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)及び熊本 県農林水産業振興補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この 要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 資材高騰に直面している漁家経営の安定化を図り、収入向上やコスト削減の取組みにより、「浜プラン」等の目標達成につなげるために、漁業者が漁協から購入する漁業生産資材の価格上昇分に対して支援するものとする。

(補助対象経費、補助対象期間、補助率)

第3条 本事業の補助対象経費、補助対象期間及び補助率は別表1に掲げるとおりとする。

(補助金等の交付申請)

第4条 要項第6条第2項第1号に規定する「事業計画書」は、別記第1号様式によるものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第5条 要項第8条第2項に規定する「事業変更計画書」は、別記第1号様式によるものと する。

(事業の完了)

第6条 要項第13条第2項第1号に規定する「事業実績書」は、別記第1号様式によるものとする。

(申請書等の提出方法)

- 第7条 要項に規定する次の各号の申請書は、所轄の県広域本部農林水産部水産課を経由して行うものとする。
 - (1)交付申請書(要項第6条関係)
 - (2) 事業変更申請書(要項第8条関係)
 - (3) 実績報告書(要項第13条関係)

附則

この要領は、令和5年(2023年)6月26日から施行する。 付 則

この要領は、令和6年(2024年)4月12日から施行する。

(別表1)

補助対象経費	補助対象期間	補助率
「浜の活力再生プラン」または「浜の活力再生広域プラン」(以下、「浜プラン等」という。)に基づく漁業所得向上等に寄与する、漁業協同組合が販売する資材の価格高騰に伴い増加した経費	令和7年1月31日まで	3分の1以内

別記第1号様式(第4条、第5条、第6条関係)

漁業資材コスト緊急低減事業計画書(変更計画書・実績書)

1 事業実施主体

2 事業計画(又は実績)

- (1) 支援の対象となる取組に係る浜プラン等のプラン名 (策定に取組んでいる場合は検討 状況がわかる書類名)
- (2)補助対象活動計画の概要(どのような取組を実施し、所得向上に資するのか明記すること)
- (3)補助対象資材の概要 別紙のとおり

3 経費の配分

(単位:円)

区分	事業に要する(又は要した)経費	負 担	区分	奴典の中記	
		県補助金	その他	経費の内訳	
				別紙のとおり	
合計					

- 4 事業完了予定年月日(又は完了年月日)
- (注)変更に係る部分については二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。
- (注) 添付書類
 - 1 浜プラン等の策定に取組む場合、理事会議事録等取組み状況がわかる書面
 - 2 単価が確認できる資料

(単位、四「粉塩キ」)

表 補助対象経費の算定

次 補助対象性負の昇足 (単位・円 [抗扱で])										
資材種類	資材名	漁業種類	使用目的	令和4年度 単価(円)	令和6年度 単価(円)	単価差額 (円)	上昇率 (%)	県補助金額 (円)	数量	小計
						合計				

(特記事項)

- 1 資材種類は、「ロープ、コンポース、フロート、アンカー、船底塗料、防蝕板等、出荷資材、その他」から選択し、「その他」を記載した場合には、括弧書きで具体的な種類を記載する。
- 2 使用目的は、「コスト削減」「漁業収入向上」のいずれかにつながる取組みを資材別に記載すること。
- 3 単価は、令和4年度は年度中の平均値を記載してください。令和6年度単価は、申請時には見込み額を、実績報告時には実績額を記載してください。
- 4 数量は、令和6年度中に使用する目的で、令和6年4月1日以降に購入したものに限る。
- 5 実績報告の際には、漁業者別資材別の購入実績及び還付等額が確認できる資料を添付する(漁協発行伝票もしくは別添参考様式等 参照)

(参考様式)

表 漁業者別資材購入額及び還付等金額

漁業者名	購入資材	購買品購入額	還付等金額(補助額)